

一般就労している障害者の方が日中活動サービスを利用する場合 の取り扱いについて

豊川市では、一般就労している障害者が障害者総合支援法上の日中活動サービスを利用する条件を国の Q&A を踏まえ下記のとおり定めましたので適切な取り扱いをお願いします。

○障害福祉サービスに係る国 Q&A (R6.3.29)

(問)

一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日や時間に日中活動サービスを利用することはできるか。

(回答)

企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として、非常勤のような形態で一般就労している利用者（通常の事業所に雇用されることが困難な障害者）については、以下の条件を満たした場合は、日中活動サービスの支給決定を行うことができる。

- ① 一般就労先の企業等が他の事業所等に通うことを認めている場合
- ② 当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合

なお、概ね週 10 時間未満であることを目安としているのは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の改正により、週所定労働時間が週 10 時間以上 20 時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、事業主が雇用した場合に、雇用率において算定できるようになることを踏まえたものである。

また、フリーランスや個人事業主といった雇用以外の形態で就労している障害者についても、同様に「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」と認められ、当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市町村が認めた場合は、支給決定を行うことができる。

この件については、各市町村は利用者の状態によって、その必要性について精査した上で、決定しなければならない。

○障害福祉サービスに係る国 Q&A (R6.3.29)

(問)

一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(回答)

障害福祉サービスの支給決定プロセスにおいて、障害者手帳等により、申請者が支給決定の対象である障害者であることを確認することとなっている。〔介護給付費等に係る支給決定事務等について〕(事務処理要領))

その上で、一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の要件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

なお、上記①及び②の要件に該当するかについては、下記ア～ウが作成する以下の書類の提出により、確認を行うこと。

ア 雇用先企業

- ・ 当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

イ 休職に係る診断をした主治医

- ・ 当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

ウ 相談支援事業所（申請者）

- ・ 地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

※ セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。

○豊川市の取り扱い

国の Q&A を踏まえ、「市町村が認めた場合」について、下記のとおり取り扱いをすることとする。

1 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

(休職中の場合)

上記に加え、自立訓練、生活介護

2 利用条件

次の①・②の条件をすべて満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とする。

- ① 勤務先の勤務時間が**週 10 時間未満であり、非常勤のような形態**の場合
- ② 施設の利用時間が **1 回あたり 3 時間以上の利用が可能**な場合

(休職中の場合)

次の①～④の条件をすべて満たす場合、日中活動サービスの支給を可能とする。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、日中活動サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、日中活動サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合
- ④ 施設の利用時間が **1 回あたり 3 時間以上の利用が可能**な場合

3 手続き

別紙「**一般就労している者の日中活動サービス利用に係る協議書**」を利用予定事業所が作成し、利用者の障害福祉サービスの申請時に併せて**豊川市へ提出する**。

(休職中の場合)

協議書に加え、下記書類①～③を利用者の障害福祉サービスの申請時に併せて**豊川市へ提出する**。

- ① 一般就労先の企業等が、当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
- ② 休職に係る診断をした主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類
- ③ 相談員の作成する地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であること、及び地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類

4 留意事項

- ・ 就労系の事業者において一般就労している利用者を受け入れる場合においては、**訓練目的をもって個別支援計画に基づき支援すること。**
- ・ 就労移行支援、就労継続支援について、支給決定期間は、**1か月から6か月までの範囲内で月を単位として定める。**ただし、利用期間については、延長が必要な場合は合計1年まで認めることとする。休職から復職を目指す場合に限り、利用期間は、企業の定める休職期間終了までの期間(上限2年)とする。
※概ね10時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した者で就労系福祉サービスの利用が認められた場合の利用期間について、就労移行支援は標準利用期間(2年)、最大で3年間、就労継続支援は特に定めなし。
- ・ 勤務時間の延長を図るため就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労系福祉サービス」という。）の利用が必要な場合、**一時的な利用の前に就労系福祉サービスを受けており、同一事業所にて就労系福祉サービスの利用を必要**としていること。

5 参考資料

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
[令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)